

令和5年度第7回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年10月6日 金曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

2番	岩 崎 光 宏	5番	阿 部 公 人	11番	小 春 修
----	---------	----	---------	-----	-------

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

杵築	本 多 泰 久	東	古 宮 輝 美	八坂	宮 原 宣太郎
北杵築	渡 邊 幸 雄	上	阿 部 正 俊	朝田	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 32 号	農地法第3条の申請について
議案第 33 号	農地法第5条の申請について
議案第 34 号	非農地証明願いについて
議案第 35 号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 36 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長	それでは、令和5年度第7回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時41分： 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第32号から議案第36号までの5議案11件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第32号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の です。よろしくお願いします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第32号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。 番号1番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、畑 a、計 a。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	1番について、 農地委員より説明願います。
 委員	9月20日、 農業委員、事務局職員2名、 の立会で現地確認をしました。現地は 線を 方面に向かって、 交差点を右折して100mくらいのところにあります。2ページをご覧ください。譲受人の自宅 が申請地の隣接にあります。その下 に譲受人の土地があります。 も譲受人の所有になれば都合がいいと思います。譲渡人も管理ができないということです。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 今回、高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地の隣接地に居住する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲受人は、申請地の隣接地に居住しており、以前から申請地の草刈等の管理を行ってきたとのこと。 今後の利用予定は、自家消費用の野菜などを耕作すると聞いております。 続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。 また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。

事務局	番号2番、申請人、譲渡人、 、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、計 a。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	9月22日、私、 農業委員と事務局職員2名で現地確認を行いました。図面3ページと4ページをお開きください。 を通して 方面に向かうと、右に一軒家があります。 方面に行くということで看板があります。それを右に下り、つきあたりを左に行くと の前を通ります。まっすぐ行くとまた一軒家があります。右に行くと 方面、左に行ったら 方面の分かれ道を左に行きます。その途中に分かれ道があります。そののちよつと行ったところに今回の申請地があります。譲渡人は に住んでいる さんの になっていますが、ここは他の人が作っていましたが、その人の体調が悪いということで、耕作をやめるということで返されました。そこが さんの家の前です。そこが荒れたら困るということで、 さんの要望で、その土地を買いいたいということで、双方の話し合いで売買の話がまとまりました。ご審議のほどよろしく願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地に隣接する土地に居住する譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 譲渡人の所有農地は、 aありますが、順次整理していくとのことです。 また譲受人については、申請地の隣に居住しているということで、農地の管理について問題ないものと思われます。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、 さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請人、譲渡人、 区、 、 歳、譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。譲受人の経営面積は、ありません。理由は、高齢のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	9月20日、 農業委員、事務局職員2名、私、申請人の さんの計5名で現地確認をしました。地図の5ページ、6ページをお願いします。申請地は、 から 線を 、

	■方面に10kmほど行ったところ、■地区という行政区となります。申請地が■筆とも■さんの宅地の横に隣接しております。今現在■さんが管理をして野菜等を作付けして非常によく管理しています。また、■さんと■さんは親戚関係になります。よろしくお願いします。
議長	3番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 高齢で農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を以前から管理していた譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。 また譲受人については、以前から申請地を管理しており、現在、自家消費用の野菜が耕作されています。 許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。 以上のことから、■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請人、譲渡人、■、■、■歳、譲受人、■区、■、■歳。申請の土地、大字■字■、地番■、地目、台帳、現況ともに■、地積■㎡、ほか■筆、合計■筆の■㎡です。譲受人の経営面積は、田■a、畑■a、計■aです。理由は、県外在住のため、相手方の要望です。 以上です。
議長	4番について、■農地委員より説明願います。
■委員	9月19日、事務局職員2名と■農業委員、譲受人、譲渡人の6名で現地確認をしました。お手元の地図の7ページから9ページをご覧ください。申請地は■周辺の土地になります。譲受人の■さんは地元の農家で以前から申請地付近の農地の耕作をしているため、管理について特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	4番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	只今、■委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	許可基準になります。 県外在住で農地の管理が困難な譲渡人と、地元農家の譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、これ以外にありません。

事務局	転用者の■■■■■さんは、■■■及び■■■で■■■■■を経営しています。今回は、申請地に木造平屋建ての■■■■■及び■■■■■を設置して経営規模拡大を図る計画です。なお、隣地である■■■■■及び■■■■■の■筆につきましては同一の土地所有者であり、今回の転用に伴い一時的に残地となりますが、■■■■■として1～2年以内を目途に転用申請を予定しています。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）に定められていることから第3種農地と判断されます。第3種農地は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は畑、東側は雑種地、南側は市道、西側は畑にそれぞれ接しており、店舗・駐車場用地への転用に際し、隣地土地所有者からの承諾書が添付されています。 土地利用計画につきましては、申請地■筆■■■■■㎡に、1階床面積■■■■■㎡、約■■■坪の■■■■■及び駐車場を計画しています。 工事期間は、令和■■年■■月■■日から令和■■年■■月■■日までの約■■ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水については南側の市道側溝へ、宅内排水については南側の公共下水道へ接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、自己資金及び融資で賄うようです。預金残高証明書及び金融機関から発行された融資可能証明書が添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第33号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第33号」については、農地法第5条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第33号」については、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に「議案第34号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書4ページをお開きください。 「議案第34号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、■■■■■区、■■■■■。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■■、地目、■■■、地積■■■■■㎡、合計■筆の■■■■■㎡です。

	申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年に夫からの相続により土地を取得したが、取得時点で雑草木が生い茂っており、傾斜地で管理も困難なため耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番について、農地委員より説明願います。
委員	9月19日に農業委員と事務局職員と現地確認をしました。交差点を方面に向かいますと、が左側にあります。その先に、の向かいに家がありまして、その隣にがあります。それに接しまして、高台になりますが、該当する土地があります。写真を見ればわかりますとおり、草が生い茂っており、竹も生えております。申請者のさんが相続で土地を譲り受けましたが、高齢で平成13年頃に利用しなくなったので、この土地は荒れた状態になってしまいました。非農地証明願いを申請して将来的には売却予定とのことです。よろしくご審議お願いします。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	只今、委員が説明したとおりです。よろしくご審議お願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月19日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成16年に夫からの相続により申請地を取得しています。平成13年頃まで畑として自家消費用の野菜を作っていました。が高齢になったこと、傾斜地で管理も困難なことから耕作を断念し、現在は雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に売却予定とのことです。 以上です。
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、遺言者遺言執行者。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、合計筆の㎡です。 申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、令和3年に夫からの相続により土地を取得した。平成15年頃から前所有者の夫が申請地にバラスを敷いて近隣の方に駐車場として貸しているとのことです。 以上です。
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	9月22日に農業委員と事務局職員2名と申請者の夫の弟さんの5名で現地確認をしました。場所はの方から街の方に向かしまして、の交差点の方、の方です。信号から車で10秒か20秒ほど行ったところで近いところです。以前は畑だったそうですが、高台に

	が見えると思います。狭いということで、下のあいたところを借りて駐車場にしたんだと思います。バラスも敷いていますので、農地に戻らないという状況です。相続により今回非農地証明願いを申請するということですので、よろしくお願いします。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	今、委員が説明したとおりです。よろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月22日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、令和3年に夫からの相続により申請地を取得しています。平成15年頃から、前所有者である申請者の夫が申請地にバラスを敷いて、近隣の方に駐車場として無償で貸している状況です。 申請の経緯ですが、にさんがお亡くなりになられたことに伴い、遺言を執行するために遺言執行者である司法書士名義での非農地申請となりました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に遺言に従い夫の弟に遺贈予定とのことです。 以上です。
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、。申請の土地、大字字、地番、地目、地積㎡、ほか筆、合計筆の㎡です。 申請地の状況は雑種地及び山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成29年に母からの相続により土地を取得した。については資材置場として貸しており、については雑草木が生い茂っているとのことです。 以上です。
議長	3番について、農業委員より説明願います。
委員	9月22日に推進委員、事務局職員2名と現地を確認しました。雑種地と山林ということで、農地性を欠いています。本人はに在住しています。さんという方に案内をしていただきました。現況は資材置場等になっており、もう筆は山林状態ということです。証明の方お願いしたいと思います。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
事務局	現地を9月22日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請者は、平成29年に母からの相続により申請地を取得しています。昭和40年頃まで畑として自家消費用の野菜を作っていましたが、については資材置場として貸しており、については雑木や雑草が生い茂っている状況です。 申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。

	申請地の現況は、証明書発行基準第2の4及び2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に近くに住む親戚に売却予定とのことです。 以上です。
議長	只今、「議案第34号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第34号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第34号」については、非農地証明書を発行することに決します。
議長	次に、「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。1番から2番について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書5ページをご覧ください。 「議案第35号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」農用地利用集積計画（案）の審議依頼があったので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりこれを決定することについて意見を求めます。 ア、利用権の設定です。 番号1番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、[]区、[]。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年再設定で、借人の経営面積は田[]aです。 番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社。申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は公社のためありません。 今回の大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。 農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定の面積は[]㎡、合計[]㎡となります。 なお、補足になりますが、番号1番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。引き続き耕作を続けるとのことで話がまとまったとのことです。続いて番号2番は、中間管理機構である公社への貸付となります。公社からの貸付先は、6ページの農用地利用集積等促進計画（案）に記載しております。新規就農者の[]さんが借り受け予定となっております。詳細は議案第36号での審議事項となりますので、説明は省略させていただきます。 以上です。
議長	只今、「議案第35号」について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。

各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第35号」については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第35号」については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第36号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書6ページをご覧ください。 「議案第36号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。 番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、 区、 。 対象農地は、 、 筆、 ㎡です。詳細は、7ページの貸付調書をご確認ください。 利用権の種類は賃借権で、年間賃借料は、10aあたりおよそ 円です。耕作作物はミカンとなっております。 以上です。
議長	只今、「議案第36号」について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第36号」については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、これについては「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第36号」については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。以上をもちまして、令和5年度第7回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時19分： 終了)